

議案第42号

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正について

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月24日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

提案理由 会計年度任用職員及び会計年度任用教職員の給料について、任用された日の属する年度の初日の時点を基準として決定することとするため、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び
北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正について

1 改正理由

会計年度任用職員及び会計年度任用教職員の勤務条件について、最長1年の有期雇用という雇用形態や、福岡市、福岡県などの他の自治体の取扱いを踏まえ、給与改定が行われた場合は翌年度から反映させるよう、令和4年度以降は、一会計年度中の勤務条件を一定とする取扱いとすることとし、給料基準表で定めている職務の級及び号給を当年度の4月1日時点のものとするため、関係規則の改正を行うもの。

2 改正対象規則

- (1) 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第3号。以下「第3号規則」という。）
- (2) 北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第6号。以下「第6号規則」という。）

3 改正内容

- (1) 第3号規則について（第1条関係）
第2条第5項第1号中「条例」を「会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日（以下「基準日」という。）における条例」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「条例」を「基準日における条例」に改める。
- (2) 第6号規則について（第2条関係）
第2条第5項第1号中「教職員給与条例」を「会計年度任用教職員の採用の日の属する会計年度の初日（以下「基準日」という。）における教職員給与条例」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「教職員給与条例」を「基準日における教職員給与条例」に改める。

4 施行期日

令和4年4月1日

会計年度任用職員等の給料表適用に係る考え方について

	区分	考え方
会計年度任用職員等	現行	4月1日任用開始
		10月1日任用開始
		2月1日任用開始
		4月1日～5月31日任用 7月1日～9月30日任用 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※プラス改定の場合は、任用開始日まで遡及して改定後の給料表を適用する。 </div>
	改正後	4月1日任用開始
		10月1日任用開始
		2月1日任用開始
		4月1日～5月31日任用 7月1日～9月30日任用

会計年度任用職員の給与改定時期等について

令和4年3月18日時点

都市名	給料表の改定があった場合の改定の考え方	
	プラス改定時	マイナス改定時
北九州市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
札幌市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
仙台市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
さいたま市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
千葉市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
川崎市	当年度1月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
横浜市	改定時に任用されている者に限り その職の任用期間まで遡及適用	改定時に任用されている期末手当 の支給対象者に限り減額調整
相模原市	検討中	
新潟市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
静岡市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
浜松市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
名古屋市	検討中 (プラス時は遡及適用し、マイナス時は減額調整しない案もあり)	
京都市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
大阪市	当年度1月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
堺市	検討中 (プラス時は遡及適用し、マイナス時は減額調整しない案もあり)	
神戸市	検討中	
岡山市	翌年度1月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
広島市	検討中	
福岡市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	
熊本市	翌年度4月1日から適用 (プラス時もマイナス時も遡及・調整しない)	

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「条例」を「会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日(以下「基準日」という。)における条例」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「条例」を「基準日における条例」に改める。

(北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「教職員給与条例」を「会計年度任用教職員の採用の日の属する会計年度の初日(以下「基準日」という。)における教職員給与条例」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「教職員給与条例」を「基準日における教職員給与条例」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 行政職相当職 <u>会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日</u>（以下「<u>基準日</u>」という。）における<u>条例第5条第1項第1号</u>に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給</p> <p>(2) 教育職（1）相当職 <u>基準日における条例第5条第1項第3号ア</u>に掲げる教育職給料表（1）の職務の級及び号給</p> <p>(3) 教育職（2）相当職 <u>基準日における条例第5条第1項第3号イ</u>に掲げる教育職給料表（2）の職務の級及び号給</p> <p>(4) 医療職（2）相当職 <u>基準日における条例第5条第1項第5号イ</u>に掲げる医療職給料表（2）の職務の級及び号給</p> <p>(5) 医療職（3）相当職 <u>基準日における条例第5条第1項第5号ウ</u>に掲げる医療職給料表（3）の職務の級及び号給</p>	<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 行政職相当職 <u>条例第5条第1項第1号</u>に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給</p> <p>(2) 教育職（1）相当職 <u>条例第5条第1項第3号ア</u>に掲げる教育職給料表（1）の職務の級及び号給</p> <p>(3) 教育職（2）相当職 <u>条例第5条第1項第3号イ</u>に掲げる教育職給料表（2）の職務の級及び号給</p> <p>(4) 医療職（2）相当職 <u>条例第5条第1項第5号イ</u>に掲げる医療職給料表（2）の職務の級及び号給</p> <p>(5) 医療職（3）相当職 <u>条例第5条第1項第5号ウ</u>に掲げる医療職給料表（3）の職務の級及び号給</p>

北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 教育職(3)相当職 <u>会計年度任用教職員の採用の日の属する会計年度の初日</u>（以下「基準日」という。）における教職員給与条例第7条第1項第1号アに掲げる教育職給料表(3)の職務の級及び号給</p> <p>(2) 教育職(4)相当職 <u>基準日における教職員給与条例第7条第1項第1号イ</u>に掲げる教育職給料表(4)の職務の級及び号給</p> <p>(3) 行政職相当職 <u>基準日における教職員給与条例第7条第1項第2号</u>に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給</p> <p>(4) 医療職(2)相当職 <u>基準日における教職員給与条例第7条第1項第3号</u>に掲げる医療職給料表(2)の職務の級及び号給</p>	<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 教育職(3)相当職 <u>教職員給与条例第7条第1項第1号ア</u>に掲げる教育職給料表(3)の職務の級及び号給</p> <p>(2) 教育職(4)相当職 <u>教職員給与条例第7条第1項第1号イ</u>に掲げる教育職給料表(4)の職務の級及び号給</p> <p>(3) 行政職相当職 <u>教職員給与条例第7条第1項第2号</u>に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給</p> <p>(4) 医療職(2)相当職 <u>教職員給与条例第7条第1項第3号</u>に掲げる医療職給料表(2)の職務の級及び号給</p>